

「病院」の成立

八尾美咲

はじめに

江戸時代、幕府の命令によって日本が鎖国を行っている一方で、長崎の出島ではオランダ船を対象とした貿易が行われていた。これにより西洋の文明・文化・技術など様々なものが伝わり蘭学が花開いたのである。数多くの学問が誕生した中で、当時の日本人に多大な影響を与えたのが医学である。医療技術が大幅に改良されたの言うまでもないが、その恩恵の象徴が、「病院」である。

現在私たちが利用している「病院」は、医療法（昭和二十三年）第一条で、「医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医療又は歯科医療を行う場所であつて、二十人以上の患者を入院させるための施設を有するものをいう。病院は、傷病者

が、科学的でかつ適正な診療を受けることができる便宜を与えることを主たる目的として組織され、かつ、運営されるものでなければならぬ」と定義付けされている。しかし、こうした法的な規定以前に、「病院」は文化的、また思想的な問題が含まれている語である。本稿では、そうした文化的、思想的問題に焦点を当てつつ、「病院」という語がどういった経緯で成立したのかを解き明かしていく。

文中の、引用の中における旧字体は、現行の新字体に変えることとする。ただし、書名や人名、数字が旧字体である場合は、旧字体のままにしておく。歴史的仮名遣いは引用原文のままにしておく。

なお、「」で括ったものは語を問題とするものであり、「」のないものは実体について問題とするものである。

第一章 先行研究

「病院」という語の先行研究をみていくこととする。

『語彙研究文獻語別目録』（明治書院）と『近代漢語研究文獻目録』（東京堂出版）を用いて「病院」を探し、その中から重要と思われる三つの論文を取り上げる。

a. 訳語「病院」の成立——その背景と定着過程——
（一九七九） 佐藤 亨

b. 「病院」は和製漢語か（一九八〇） 鈴木 博

c. 訳語研究の一視点——「病院」の成立をめぐって——
（一九八三） 佐藤 亨

論文 a は、辞書類をはじめ文献や書翰などの用例がとても多く、多岐にわたり充実している。しかし、以下の点に、不明瞭なところがあった。

- ・『紅毛雑話』に記されている「明人」を大槻玄沢ら蘭学者と解釈したまま論を進めていること
- ・「療病（ノ）院」を省略することで「病院」という語を新たに生み出したとしていること

一点目については、論文 b に関係しているので、後で述べる

こととする。二点目は、本文中に「療病院」や「養病院」の用例を挙げているが、それが「病院」の語の発生に関係しているという根拠が乏しいので、この主張を確かなものとしては受け入れることが出来ない。

論文 b は、論文 a をはじめその他三つの論文（杉本つとむ著『近世における外国語の摂取とその影響——近代日本語史の一面』、斎藤静著『日本語に及ぼしたオランダ語の影響』、森林泉子著『英和字彙』における中国語訳の受け入れ）の説を否定したものである。前述の「明人」の解釈の点は、大槻玄沢の『蘭説弁惑』に、「清人」と対照的に利用されていたことから、中国の明朝の人を指すということと、森島中良の『類聚紅毛語訳』では「明人」がイタリア人の利瑪竇（マテオ・リッチ）や艾儒略（アレニ）を指していることを明らかにしている。これによって、『紅毛雑話』での「明人」は、最低限の前提として、日本人ではないということが分かるが、さらに、

- ・『職方外紀』よりも古い文献にこの語が見いださなければ、この訳語の創出者は艾儒略ということになるであろう。
（本文より抜粋）

・「病院」（そして「貧院」「幼院」という語は、ヨーロッパ

人が中国で造った漢語であつて、和製漢語ではなく、「療病院」等の省略形ではないとすべきである。(本文より抜粋)

という主張がなされている。

論文cは、論文aを補訂したものであり、

・「病院」は中国初期洋字書に見出されるので、中国において訳語として造り出されたものということになる。(本文より抜粋)

という主張がくりかえされている。従つて良い見解であると思われる。しかし、

・南懷仁の『西方要紀』によると「養病院」がもとで、それを言い直したものが「病院」であるといえる。つまり、「病院」は「養病院」の省略した形である。

という主張は、「病院」が省略形とされるならば、『職方外紀』において存在しているということと矛盾してしまうのではないだろうか。

ところでこれらの先行研究は、語の典故に焦点を当てていられるばかりである。本稿では名称と、実体が結びつく過程を明らかにしていきたい。

第二章 「病院」「貧院」などの語の初出例の確

定

次に、「病院」「貧院」「幼院」の訳語として初出例である『職方外紀』と、国内初出例である『紅毛雜話』の該当箇所を掲げておく。

『職方外紀』卷二(一六二三年)

(前略) 因貧粥子女者未有飢餓軫溝壑者在所皆有貧院專養一方鰥寡孤獨所其中者又各有業雖殘疾之人亦不廢如瞽者運手足痺者運耳目各有悠當務使曲尽其才而不為天壤之廢物亦有幼院專育小兒為貧者生兒孥之無力殺之有罪故特設此院令人撫育以全兒命其族貴而家貧者恥於送子入院更有兩全之法其院穴墻以設軫盤內外隔絕不相見送兒者乘人不見置兒盤中扣墻則院中人輒見人矣其曾領洗与否皆明記兒胸異時父母復欲收養則按所入之年月便得其子又有病院大城多至數十所有中下院所中下人有大人院所貴人凡貴人若羈旅若使客偶患疾病則入此院院倍美於常屋所(後略)

『紅毛雑話 卷一』（一七八七年）

○貧院

歐羅巴国中に、アルムホイスといふ府あり、明人訳して貧院と云、是国王より建る所にして、鰥寡孤独発病の者を養ふ、専ら慈悲善根を施す事を、第一とする国風なり、

○幼院

同国中に、ウキスホイスといふ府あり、明人幼院と訳す、是亦国中の貧窮なる者、子を生みても養ひ育べき為方なく、又是を殺せば、国禁を犯せる罪を蒙る故、国王両全の方便を以て是を建、(略)

○病院

同国中にガストホイスといふ府あり、明人病院と訳す、此府は甚広大に構へたり、何故なれば、外国より来る所の使客並に国中の病者は、貴賤となく爰に居しむ、医師、看病人、臥具、病架にいたるまで、備置て闕事なし、(略)

第三章 実体としての病院などの施設についての歴史の変遷

病院が成立する以前に、日本においてどのような救済施設があったかを辿っていくこととする。歴史的にみて、かつて存在していた救済施設を二種類に分類することができる。一つは、仏教的施設で、二つめはキリスト教による施設である。

【その一 仏教的施設】

最も古い救済施設である「悲田院」「施薬院」についての用例を示す。

『扶桑略記』（第六 養老七年（七二三）条）末尾には、興福寺に施薬院と悲田院が建てられたという記述がある。

興福寺内。建三施薬院悲田院。施三人封戸五十畑。伊与国水田二百町。越前国稻十三万束^一。

『日本後紀』（卷廿一 弘仁二年二月五日条）の弘仁二年（八一）に、山城国に施薬院のために薬園がつくられたとある。

山城国乙訓郡薬園一町賜三施薬院^一。

『續日本後紀』(卷五 承和三年五月二十六日条)によれば、承和三年(八三六)の頃には、これらの施設は藤原氏一族によつて管理されることになった。

左大臣正二位藤原朝臣緒嗣。從二位行大納言兼皇太子藤原朝臣三守。正三位行中納言藤原朝臣吉野。從三位藤原朝臣愛發。權中納言從三位兼行左兵衛督藤原朝臣良房。從四位下行勸解由長官藤原朝臣雄敏等上表言。臣聞。順レ風呼者易レ為レ氣。因レ時行者易レ為レ力。今之所レ祈。蓋此之謂矣。故左大臣贈正一位藤原朝臣冬嗣。情深謙把。義貴能施。遂乃折割食封千戸。貯収於施業勸学両院。藤原氏諸親絶乏之者。同氏子弟勤学之輩。量班与之。但封邑之賞。人歿則已。所以買置田業。散在諸国。創業之始。壤利所輪。不須督促。全入院廩。大臣歿後。巧避多端。合レ輪不レ輪。十而八九。此則物色非レ公。人情不レ畏。州郡僻遠。投覈不レ由之所レ致也。伏以。臣門レ旧續。永錫功封。悠悠眇末。靡不沾沢。夫毀家益レ国。臣節攸先。以此拝章。血誠奉返。於是逸レ恩者戢レ翼。赴レ賞者反レ蹤。憑力大臣。理固宜然。而墳土未レ乾。陵遲愴及。在於生者。不忍緘吞。伏冀

乾慈殊賜接援。下知国司。令加檢送。然則勢易於走レ丸焉。事同於転レ円矣。擾公之妨細。而濟物之矜大也。緬彼幽魂。戴光寵於窀窆。凡厥眷屬陶宝化一而俯仰。詔報曰。情切仁義。事憑興復。宜依來請助彼周急上焉。

『類聚三代格』(卷十二 諸使并公文事)では、寛平八年(八九六)に施業院と悲田院で巡檢が行われていることが詳細に記されている。施業・悲田の両院には、病人と孤兒を收容し、孤兒には乳母などが世話をしており、院司が常に監視を行っている。近衛が京都中を巡回して病人や孤兒を探しだして收容していたという内容である。

応令左右看督近衛等每旬巡檢施業院并東西悲田病者孤子多少有無安否等事

右施業院奏状称。院并東西悲田三所収養病者孤子其数不レ少。病者差充預及雜使等令勞治。孤子亦差充預及雜使乳母養母等令視養。院司常加巡檢。然預以下人等未必其人。屢加勸戒。猶多懈怠。恐徒費衣食。存活者寡。望請。令看督近衛等。每旬分番巡檢三所。察其多少。問其安否。預以下之人若有二

闕怠^一。重令^二勸^一。其巡檢之日録^三病者孤子數^一。付^二院司^一令^レ知^レ之。亦其寒温不^レ適。衣食無^レ給者。令^レ責^二院司^一。謹請^三所分^一者。右大臣宣。奉^レ勅。依^レ請。事須^下看督近衛等巡^レ檢京中^一之日有^レ見^二路辺病人孤子^一者。隨便令^レ取^二送院并東西悲田^一。又大藏宮内両省所^レ充綿及古弊幅疊等。施藥院司請納之後。与^二彼院司^一共相知。頒^レ給三所病者孤子等^一。莫^レ致^二疎略^一。

寛平八年閏正月十七日

これらは、施藥院と悲田院がつくられた初期の実態であるが、時代順に追っていくと繁雑になるので、特に施藥院、悲田院の変遷について、『大日本施藥院小史』（明治四十四年）を利用し、まとめることとする。

奈良時代では、「施藥院ハ往古八省ノ一ナル中務省ノ隸属ニシテ皇宮職ノ所管タリ該院ノ職制ハ施藥院使、判官、主典等ヲ重職トシ該院百般ノ事ヲ所理ス而シテ使ト称セルハ医四位以下之ニ任シ斯道ノ重職ナリ件ノ職ハ当時藤原氏長者（太政大臣不比等）実也（当時大臣天皇二代リテ政令ヲ発スルトキハ宜ト称ス之ヲ勅補ト云フ）」とあるように、施藥院がつくられた時か

ら、施藥院使という役職が存在していたことから、幕府に認定された公の施設であるということが分かる。これが、施藥院がつくられた始まりである。

平安時代には、「山州名跡志卷二悲田院ノ條二「元正帝養老八年ニ鰥寡孤独ノ輩及ヒ病者ヲ救シカタメニ、於^三興福寺内^一、施藥悲田ノ二院ヲ造営ス、施藥院ハ病者ヲ保養スル所、悲田院ハ窮者ヲ撫育スル所ナリ、其後準^三比例^一、桓武帝平安城ニコノ兩院アリ」ト叙シテ、桓武天皇平安遷都ノ際ニ、施藥院アリシコトヲ云フハ、果シテ何ニ拠リシカ、出典詳ナラス」とあり、この時代から、それぞれ役割が異なる施藥院と悲田院が存在していたということが記されている。また、施藥院は病院、悲田院は貧院のような性質を持っていることが分かる。

鎌倉時代になると、「施藥院ノ如キ唯其名ノ存スルノミニシテ其实拳ラス北条氏源家ノ後ヲ襲フテ執權職トナリテヨリ小康ヲ得ルニ及ンテ龜山帝ノ朝ニ当リ北条時宗療病院ヲ其治府鎌倉ニ起セルモ朝廷ノ施藥院トハ其性質ヲ異ニセリ」「桑谷ニ療病舎ヲ創立シ土州大忍ノ莊ヲ之ニ附シ其資トナシ貧窶者ヲ之ニ收容シ以テ救済ノ道ヲ講セリ」この二点は、本文として記されており、出典が明らかになっていないが、施藥院は病氣などを治

療する役割を持ち、療病院（療病舎）ではそれに加えて医学を教えることもしていたということが読み取れる。

室町時代は、「室町時代ハ唯其名アルノミニシテ施薬院ノ実ハ久シク廃セルヤ疑フヘカラサルナリ」より、戦争が多い動乱の時代であったので、救済施設が存在する余地はなく、施薬院は名前だけが存在するのみであった。この頃は、施薬院が機能していなかったが、「豊臣秀吉天下ヲ一統スルニ当リ施薬院ノ衰廢シ先聖慈仁ノ意下民ニ及ハサリシヲ憂ヒ天正年間旧制ヲ復興シ更ニ施薬院ヲ禁闕ノ南門ニ建テ丹波宗全ヲ挙ケテ施薬院使ニ任シ四方民衆ノ疾病ニ痛苦スルモノヲ収容シ治ヲ施シ薬ヲ給スルコト頻回全治ヲ得シモノ甚タ多シ当時疫病ノ流行セシコトアリ施薬院ノ門前ニ左ノ如キ制札ヲ建テリ」より、豊臣秀吉によつて施薬院の重要さが再認識され、再び民衆が利用できることとなった。このことから、すでに施薬院は民衆にとって必要なものになっていたということが考えられる。

しかし、「元和元年豊臣氏祀絶ヘ徳川氏ノ天下ヲ統御スルニ至リ施薬院ノ事業ハ昔日ノ如クナラスシテ唯タ其名存続スルノミ後水尾天皇ヨリ今上皇帝ニ至ル歴朝十五代年間ハ該院ノ実ハ廢棄シ明治二年帝都ヲ東京ニ典ムル迄ハ前例ニ依リ諸家

ノ参内スル時ニ当リ必ス此院ニ於テ朝服ヲ著クルノ所ニテアリシト云フ」とあるように、徳川時代には、施薬院が衰退してしまつた。その理由は、施薬院が不必要になつたのではなく、新たに「養生所」がつくられたからではないかと考えられる。

江戸時代初期に、小石川薬園の中に建てられたものが養生所の始まりである。養生所で行われていたことは、これまでの救済施設とはほぼ変わらず、貧民の病氣治療であつた。「養生所設立ニ就キ市民へ申渡、行旅病人収容規定並ニ入院手續改正、養生所規則（目次より）」などを立て札にして民衆に伝えることで、かつてよりも養生所の名が浸透しやすくなつたものと考えられる。以上が、『大日本施薬院小史』を利用して、病院が成立する以前の救済施設についてまとめたものである。

ここで、「養生」と「養生所」について述べていきたい。養生で最も有名なものは、貝原益軒が著した『養生訓』（一七一三）である。ここでは、中国において健康に重要だとされている「氣」をめぐる、感情をコントロールし、食事をあまりとらず、臥すことを好まないことが、養生の道であると説いている。これより、養生とは、病氣にならないための事前の予防方法であり、健康であり続けることが必要だとされていることが

分かる。さらに、片瀨美穂子著の「養生書・衛生書における近代医学の導入と「窮理」」(平成十年 広島体育学研究)に「養生」について次のように述べられている。「江戸時代の医学は、病を直し病を煩う以前の状態に戻すことが目的であるが、それ以上の価値を提供するものではなかった。病が治ってそれ以後の生活の過ごし方は、医学の問題ではなく、夫婦のあり方や儉約をさとし「身」の処し方を教える養生の問題であった。」ここでは、江戸時代で唱えられている「養生」は、「身」の処し方、つまり生き方を指していることが述べられている。よって「養生」は、近代医学的なニュアンスを持っていないということが考えられる。

一方、「養生所」は、「療治」や「治療」などと共に使われることが多く、病気になった人を收容し、それを治療するという施設であった。「養生所」は、医学と結びついている語であると予想できる。これより、養生所の「養生」は、貝原益軒の「養生」とは異なる意味であるということが考えられる。

以上のように、仏教的な救済施設は、奈良時代から存在し続けていたが、近代医術の病院にはつながることはなかった。

【その二 キリスト教による施設】

現在、我々が利用する「病院」は、本質的にキリスト教的施設の考え方によって成立したものと考えられる。このことを古賀十二郎著の『西洋醫術傳來史』(一九四二)から引用し、内容を整理していきたい。

「伴天連コスメ・トゥレスは、さきに大友義鎮より寄進せる地所に接して、更に広き地所を買求め、新に会堂並びに住院を充て、もと会堂として用いてゐた建物を病院と為し、その一部分には一般患者、他の一部分には癩病患者を收容する事となし、教弟ルイス・ダルメイダをして病院に勤務せしむる事にした。」これは永祿二年(一五五六)のことである。これは本文として記されていることと、この時代にはまだ『職方外紀』が著されていないので、当時は「病院」と呼ばれていないと分かるが、少なくとも病院のような施設は存在していたのではないかとということが予想できる。さらに、癩病患者も收容していると記されていることから、特殊な病気を治療する施設があったことも読み取れる。

江戸時代初期にも救済施設が存在していた。「長崎には、ミゼリコルディア院即ち慈恵院があった。(中略)この慈恵院に

於ては、慈悲者の寄付によりて、四院を経営してゐた。其一是、男性の養老院であつた。此所には、老齡にして貧困のため自ら生計を営むを得ざる男性を收容した。其二是、女性の養老院であつた。此所には、年老ひて窮迫せる女性を收容した。其三是、療病院であつた。此所には、不治の病の爲めに苦み悩める患者たちを收容した。其四は、貧民救済院であつた。此所には、世人からいやしめられる貧者たちにして、救恤の必要あるものを收容した。ここに記されている養老院と貧民救済院は、『職方外紀』における「貧院」に相当すると考えられる。療病院は、仏教的施設にも同じ名称のものが存在していたが、それとは役割が異なり、病院というよりも隔離病院のような性質を持つてゐることが分かる。さらに、「慶長十六、七年（一六一一—一六一二）の頃には、ミゼリコルディア及び附屬の病院は、ますく盛大なるものとなり、ミゼリコルディアには、世人に見放された多くの癩病患者たちが收容され、附屬の病院の方では、普通の患者が治療を受け、（後略）」とあることから、前記の永祿二年の用例と同じように、当時は「病院」とは呼ばれていないが、それに通ずる施設が存在していたと考えられる。このミゼリコルディアは切支丹によつてもたらされたものであつたの

で、その後は迫害によつて消滅してしまふこととなつた。

シーボルトが渡來した時には、「（前略）文政十亥年五月二十七日、シーボルトが、その門人九名を同伴して、治療を試みた事を記してゐるのである。それから、二宮敬作は上筑後町にて、高良翁は東築町にて、渡邊幸造は西古川町にて、医院を構へてゐた。其外、シーボルトの門人中、長崎の市中に医院を構へてゐた者が、幾人もゐた事であらう。」とある。

ここでは、「病院」ではなく「医院」となつてゐる。この文章は出典が明らかにされておらず、著者の述べる本文であるが、当時は「医院」と呼ばれていたのであろうか。ここで、「病院」と「医院」の違いについて簡単に述べていきたい。医療法で「病院」は、最初の章で記した通り、二十人以上の病床が必要で、「医院（診療所）」は十九人以下の病床が必要だとされている。さらに注目したいのは、中国語においてである。『日中辞典 第二版』（一九八七）では、総合的な名称として「医院」を、専門的なものに「病院」と使用するとし、「病院」は、精神病院、伝染病院、など、上に他の語を組み合わせて用い、単独では用いないと記されている。日本語と中国語とは、「病院」と「医院」の用い方が異なつてゐるが、この文章では、

「病院」と用いるのが適切であるかどうかは言及することができない。しかし、この時代において救済施設が存在したということは確かであろう。シーボルトという医学に長けた者の教えを受けた門下生が、救済施設を造ったという前例があったので、後に記す松本良順も長崎に病院を建てることに抵抗はなかったのではないかと考えられる。

日本で初めて本格的な病院施設が造られたのは、一八五七年に来日した、オランダ海軍軍医のボンペ・ファン・メーデルフォルト（一八二九～一九〇八）によるものである。このボンペと協力して病院建設に力を入れたのが、松本良順（一八三二～一九〇七）である。彼は、長崎の医学所でボンペに学び、医学を修得した後、幕府陸軍軍医などを務めた。松本良順の自伝『蘭疇自伝』（一九〇二）に、

「病院工事全く成りて予もまた病院に隣れる官舎に転居せり。これ我が日本国において公立病院建設の嚆矢なり。すなわちボムベ氏を院長とし、予は副院長となり、爾後三年間患者を治療し、かつ講義を聞き伝習を受けたり。」

と書かれているので確かなものだと考えられる。病院建設が重要なものとなったのは、安政五年（一八五七）に起こったコレ

ラ流行が関わっているとされている。西洋の医療を用いてコレラなどの病を治療しなければならなくなったことも、病院が必要となった理由でもあるだろう。当時建設された病院には、『ボンペ日本滞見聞記』（一九六八）によると次のような特徴がある。

- 一、身分の上下に関わらずに救助する。
- 二、裕福な人からは治療費を請求するが、貧しい人は無料で治療を受けることが出来る。
- 三、病院の利益は全て幕府に納められる。
- 四、食事は洋風で、決まった時間に提供する。
- 五、洋風のベッドを用いる。

一に関しては、実際には身分の高い者が来ることが多く、ボンペの考え通りにはいかなかったが、二と五についてはボンペの考え方に沿った上で病院の事業が成り立っていた。一と二はその根底にキリスト教の隣人愛と慈善の教えである『ドチリナ・キリシタン』が潜んでいると主張できる。ボンペが病院に込めた思いは、この教えの中で成立していることが分かる。ま

た、『日本医療制度史』（菅谷章 一九七五）には、「略」南蛮
医学がわが国に輸入されたが、当時日本に渡来した外国の宣教
師たちは、キリスト教を拡める手段に医療を利用し、彼らの教
会の附近には慈善救療の施設が建設されるのが通例であった。
（略）」とあるように、西洋の医学がキリスト教と深い繋がりが
あることが主張できる。

これにより、西洋の特徴を取り入れてはいるが、根本ではか
つての施薬院・悲田院などと変わらず弱者救済の考え方が存在
しているということが分かる。ポンペがもたらした近代的医療
によって、『紅毛雑話』にあった「病院」が、実際に形となっ
たと予想できる。また、ここでは病人を収容するだけでなく、
診察や治療などを通して医学生教育が行われていた。この病
院建設によって、それまでは理論だけで教えられていた医学・
医療の水準を高めることが可能になったのである。

以上より、病院は、性質としてはキリスト教の考え方によっ
て成立したということが断定できる。

第四章 語としての「病院」の成立

次に、「病院」と「養生所」の用例を年代順に並べて年表に

する。() は用例の出典である。

一七九四

病院ようじょうしよをラシビタリといふ

〔北樞聞略〕

一八二六

ノハスラル公造病院ノ内科

〔好書故事〕

一八二六

シントピールノ病院

〔好書故事〕

一八五八

長崎奉行所↓幕府
病院心得方之記略

〔大日本古文書〕

一八五八

長崎奉行所↓幕府
病院御取建之儀二付

〔日本近代医学の父〕

一八六〇

五 長崎奉行所↓村方
養生所設立の場所

〔西洋醫術傳來史〕

一八六一

九 幕府↓一般
養生所規則

〔ポンペ日本滞見聞記〕

一八六二

長崎奉行所↓市中卿
於養生所、来ル十五日

〔西洋醫術傳來史〕

一八六三 長崎奉行所↓一般

養生所ニおゐて、御施薬（『西洋醫術傳來史』）

一八六四 長崎奉行所↓一般

養生所増地、分析窮理所設立

（『西洋醫術傳來史』）

一八六八

病院規則の附録

判事井上氏、病院ニ臨ミ、（『西洋醫術傳來史』）

この年表から、「病院」と「養生所」が混在していることが読み取れる。『北槎聞略』（二七九四）で「病院」となっているのが最もそれを象徴している例である。年表の中で最も早い用例で、ポンペと松本良順によって「病院」がつくられた時よりも『紅毛雑話』の成立時に近いのは、『北槎聞略』の著者が『紅毛雑話』の著者森島中良の兄の桂川甫周であることから、他の人よりも「病院」という語を早くに知っていたということからは十分に予想できるが、注目すべきは、病院ⅡようじようしよⅡラシピタリだということである。これは、「病院」という語は存在しているが、「ようじようしよ」としなければ実体が伝わらないので、横に振り仮名としてわざわざ使用したと考えら

れる。ということとは、当時「病院」「養生所」という語がどのような意味合いを持っていたのかという問題に関わるようである。この観点から注目したいのは、どのような状況で「病院」「養生所」が使われているかである。これらを最も象徴的にあらわしている例は、「病院心得方之記略」（一八五八）と「養生所規則」（二八六一）である。

「病院心得方之記略」には、

三月和蘭人参府掛目付並長崎奉行上申書 老中へ

和蘭領事蘭書差出の件

和蘭領事官蘭書差上候儀に付申上候書付

永井玄蕃頭

岡部駿河守

長崎表外療蘭人筆記致し候趣にて、別冊病院同附図並種痘之記其外蘭書、玄蕃頭和蘭領事官に應接之砌、差上度旨にて、差出候に付、即別紙目録相添差上申候、依之此段申上候、以

上 午三月

永井玄蕃頭

岡部駿河守

目録

- 一 病院心得方之記略 三枚
- 一 病院心得方之記略附図 壹枚
- 一 ソイグ及びベルスポンプ略記 四枚
- 一 耕作并農業之略記 拾冊
- 一 天地間之事を記たる略記 拾四冊
- 一 一種痘植付方取扱之記略 壹冊
- 一 天地間之事を記たる略書 五冊
- 右之通御座候、以上、

〔大日本古文書〕幕末外国関係文書 第十九卷）
とあり、「養生所規則」は次のように記されている。

養生所規則

- 一 療養相願候もの銘々居町居村役人並引請証人名前相認候印
- 紙書付式枚持參、証人同道直々養生所罷越、忝枚は門番
- 所^江差出、忝枚は女関^江持參、役人引合医師改請、寄宿可
- 致候、
- 但養生所より人別糺方いたし候間、居町居村乙名散使^江相
- 届置、罷越可申、尤乙名散使より申立ニ不及、当人共直ニ
- 罷越不苦候、

〔病院〕の成立

- 一 夜具寝具之類ハ置付之御品有之候間、持參ニ不及、尤自分所持之物致持參度候はば医師見届候上差許可申候、
- 一 病氣快方ニ趣、歩行差支無ものハ服薬相休不申候とも帰宅為致、日を定め相通ひ診察受け可申候事、
- 一 療治相願候もの身許有之分ハ寄宿中一日壹人六匁宛、一切之為賄料相納可申、尤全快後たりとも其前たり共都合次第相納可申候事、
- 一 看病人召連寄宿いたし一間借切方相願候ものは、一切之為賄料一日拾式匁宛前同様相納候事、
- 一 市卿之内身許薄之もの^江は薬剤被下候間、前同様之手順ニ而一日壹匁五分宛相納可申候事、
- 但極貧之もの共は、其時宜ニ寄、諸賄料等一式差出ニ不及候事、
- 一 病人之親類其外見舞之ものハ、兼而渡置候番附証札持參、看病人案内ニ而可致対面、尤飲食之品左贈候節ハ医師之改を請可申候事、此外之儀ハ寄宿之上其筋之もの差図を請け可申候事、

〔長崎図書館所蔵「手頭留」所収〕
これらの例から、時代が前後していても、幕府に向けて使わ

れている公のものに対しては「病院」で、村方や市中卿中といった一般市民に向けて使われているのが「養生所」であることが共通していることが分かる。このことも、『北檜聞略』の用例と同様、「病院」という語が日本に入ってきたものの、その実態や性質がよく広まらず、一般市民には理解し難いものであったので、一般市民に向けては、今まで存在していた「養生所」を使っていかなざるを得なかつたのではないかと考えられる。これより、「病院」という新しい語が伝わつた結果、年代が下がるにつれて徐々に「養生所」から「病院」に移行しているというわけではない事が分かる。同じ時期に同じ対象を指す言葉が二つ存在していることから、「病院」という語には位相の問題が関わっていると考えられる。位相の問題が生じてまで、この病院が身分に関係なく使われる必要があるからだということが予想できる。これが、「病院」という語の内面的な性質である。

では、現在用いられている、「病院」が成立し、日本で定着したのはいつごろなのであろうか。

第五章 「病院」の定着過程

第四章でも述べたように、「病院」が名称としても実体としても定着するようになった過程をみていきたい。まずは辞書を用いて、「病院」が広まっていく様子を辿っていくこととする。本稿では用いないが、同じ救済施設として「病院」以外にも「避病院」「貧院」「幼院」も取り上げる。「病院」には傍線を引いておく。また点線を引いているものは、読み方が異なっているものである。

『日葡辞書』（一六〇三）

病院などは記載なし

『和蘭字彙』（一八五五—一八五八刊）

aalmoeff (ss) eniershuis : 幼院

huis daar de vreemde weeskinderen en vonde lingen
onderhousen en bezorgd worden. —— 他国ヨリ来テ

孤ニ成タル者ト棄子ヲ養ヒ置ク所

ziekenhuis gashuis : 病院

『英和対訳 袖診辞書 初版』（一八六二）

Hospital : 病院、貧院

Almshouse : 貧院

Alms-house : 貧院

『和英語林集成 第一版』(一八六七)

病院 ビヤウキン (n) : A hospital infirmary

『必携熟字集』(一八七三)

病院 : ヤマビノ レウジバ

病院 (へいじん) : ビヤウニン ヲトリ

避病院 (ひへいじん) : ヒビヤウキントヨム。ハヤリヤ

マヒノ病人ライレルビヤウキン。

『和英語林集成 第三版』(一八八六)

病院 byo-in : a hospital infirmary

避病院 HIBYO-IN : A hospital where persons laboring

under infectious diseases are

treated

『大辞典』(一九二二)

病院 (びやうーゐん) : 病人ヲ收容シテ療治ヲ行ナフ医院。

避病院 (ひびやうーゐん) : 伝染病患者ヲ收容スル病院。

次に、明治初年(明治四年頃か)の出来事で、『明治文化と明石博高翁』(昭和十七年)に「療病院」と「病院」の違いに関わる内容が載せられていたので、それを引用することとする。なお、文中の「翁」は、明石博高を指している。

これより先、新設の病院の名称設定に就て種々意見が交はされたが、急進思想の筆頭たる横村参事等は「京都ホスピタル」或はこれを直訳して「京都病院」と称すべしと主張した、所が募財勧誘に最も功労のあつた前記の僧侶達は、今この病院は西洋の流儀にて作られたるものであるとは云へ我国では既に十余年前に聖徳太子が四天王寺を建立せられた際悲田院、施薬院、療病院を創設せられた精神に基き設立されたのであつて我々は今これを再興する意味を以て共鳴もし及ばずながら努力し來つたのであるから「京都療病院」と名付けて欲しいと反対し、双方とも容易に譲歩しない、そこで仲に立つた翁は一策を案じ、僧侶方に対し病院の徽章を如何にするかと問ふたところ未だ考慮してゐないとの答を得たので横村参事に対し、赤十字社の話をし、何れ我邦にも赤十字社が起るであらうからそれに先鞭をつけた意味を以て赤十字に擬へて黒十字の徽章を採用し、病

院の名は僧侶の主張を容れて京都療病院としては如何であるかと提議し榎村参事は直ちに賛成した、僧侶達も耶蘇教の標章に似てゐるからとの非難もあつたがこれに決めてしまひ、東山の一角に黒十字旗が翩翩として翻つたのである、これが欧州十六ヶ国の間を取極めた万国赤十字社結成から十年を経たに過ぎない時代であつた。

右の話から、「療病院」は仏教的な意味合いを持っていることが分かる。また、先にみた『和蘭字彙』や『袖診辞書』などの例より、「病院」が Hospital (ホスピタル) の訳となつていくことから、「病院」は西洋を象徴する語であり、前にも述べたようにキリスト教的な意味合いを持っていることが分かる。しかし、明治初年になつても、未だ仏教とキリスト教とで相容れず、名称をどちらにするかで議論が生じている。この背景には、養生思想があると考えられ、それについては本稿第三章(㉔)で述べた片渚著の論文の内容と関わるであろう。その論文の本文後の注釈部分に、「明治初期には、民俗的な心性から西洋の病院に対して恐怖感が懐かれることもあつた」とある。すなわち「病院」で行われることに恐怖を持っていることはもちろん、「病院」の名称そのものにも抵抗を持っていたのでは

ないかということが考えられる。当時とすれば、仏教的なものにどこか安心を感じるのが、日本人なのであろう。その結果、西洋の様式でつくられた救済施設に、仏教的「療病院」という名称が付けられることになるのである。「療病院」という語が、仏教が権威の象徴のようであつた時代と比べると、この出来事は西洋医療機関を象徴する「病院」という語の地位の向上を示していることが分かる。

まとめ

先行研究では、用例が数多く示されていたが、「病院」という語を表面的な部分でしか見ておらず、語そのものには焦点を当てていなかった。

語としての「病院」の起源は、中国から伝わったもので、それは『職方外紀』に記されている。しかし、『職方外記』が日本にもたらされた時には、既に「病院」に似た施設が存在していたので、「病院」を使う必要がなく、語が伝わっていても実際には使われることが無かつた。

蘭学時代になり、ヨーロッパの医学が伝わり、医療体制が整うようになると、かつては語のみが存在していた「病院」が、

どのような施設なのかが分かるようになっていき、自然と内容も伴うようになっていった。初めは蘭学者によって使用されていたが、徐々に市民にも広まるようになった。その過程で明らかになったのが、「病院」を取り巻く位相の問題である。病院がつくられた頃には、一般民に対しては「養生所」、政府などの公的文書では「病院」と、それぞれ呼称が違っていた。この位相の問題によって、明治初期には仏教を象徴する「療病院」と、キリスト教を象徴する「病院」との対立が起こることになった。その背景には養生思想が存在しており、日本人の内面的な思想にも影響を及ぼしていたのである。

「病院」と「養生所」、「病院」と「療病院」の両者において、それぞれ位相の問題が発生している。「病院」が成立し、定着していく過程には、この位相の問題が深く関わっているというのが最終的な結論である。

ちなみに、先行研究で紹介した「病院」が「療病院」の省略形でないという説（論文b）があったが、この説については肯定できる。また、「養病院」の省略形だという説（論文c）については、本稿によって否定することができる。

文献データ（出版年は全て西暦に統一）

【二次史料】

- 『病難除』 松本順 一八八〇年八月
- 『通俗醫療便方』 完 松本順 一八九二年二月 松壽堂版
- 『近藤正斎全集』 第三 近藤守重 一九〇五年 國書刊行會
- 『大日本施薬院小史』 一九一一年十二月 濟生會
- 『紅毛雜話』〔文明源流叢書 第二〕所収 一九一三年十月 國書刊行會
- 『東京市史稿』 救済篇 第三 一九二二年三月 東京市
- 『増補新訂 國史大系第十二卷』 黑板勝美 一九四二年八月 吉川弘文館
- 『大日本古文書』（幕末外國關係大書） 一九一〇年～一九六〇年 東京帝國大學
- 『第二十五卷』 類聚三代格・弘仁格抄 國史大系編修會 一九六五年 吉川弘文館
- 『第三卷』 日本後紀・續日本後紀・日本文德天皇實錄 國史大系編修會 一九六六年 吉川弘文館
- 『松本順自伝・長与専斎自伝』 小川鼎三・酒井シヅ校注 一九八〇年 平凡社
- 『養生訓』 貝原益軒著・伊藤友信訳 一九八二年十月 講談社
- 『職方外紀』（景印文淵閣四庫全書 第594冊史部32地理類 所収） 一九八六年 台湾商務印書館

「病院」の成立

一八二

「北樫聞略」 桂川甫周 一九九〇年十月 岩波文庫

波書店

「関寛斎——蘭方医から開拓の父へ——」 川崎巳三郎 一九〇九年九月 新日本出版社

○印は、国立国会図書館サーチ (<http://iss.ndl.go.jp/>) より検索したものである。

『古代医療官人制の研究』 新村拓 一九八三年四月 法政大学出版局

【二次資料(参考文献)】

『日本医療社会史の研究—古代中世の民衆生活と医療—』 新村拓 一九八五年二月 法政大学出版局

『明治文化と明石博高翁』 田中縁紅 一九四二年六月 明石博高翁顕彰會

『ポンペ——日本近代医学の父』 宮永孝 一九八五年四月 筑摩書房

『西洋醫術傳來史』 古賀十二郎 一九四二年九月 東京日新書院

筑摩書房

『ポンペ日本滞在看聞記…日本における五年間』 沼田次郎・荒瀬進 訳 一九六八年十月 雄松堂書店

『養生書・衛生書における近代医学の導入と「窮理」』 片渕美穂子 一九九八年 広島体育学研究

『明治文化全集 別巻』 一九六九年二月 日本評論社

思文閣出版

『日本医療制度史』 菅谷章 一九七五年九月 法政大学出版局

『医療経営史』 酒井シヅ 二〇一〇年五月 日本医療企画

『緒方洪庵伝 第二版増補版』 緒方富雄 一九七七年六月 岩

波書店